

JIS

低圧電気設備－第 7-705 部：
特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－
農業用及び園芸用施設

JIS C 0364-7-705 : 2010
(IEC 60364-7-705 : 2006)

平成 22 年 1 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 田 哲 治	東京大学
(委員)	池 田 久 利	IEC/SB1 委員 (東京大学)
	石 塚 昶 雄	社団法人日本原子力産業協会
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	長 田 明 彦	社団法人日本配線器具工業会
	香 川 利 春	東京工業大学
	亀 田 実	社団法人日本電線工業会
	近 藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	前 田 育 男	IDEC 株式会社
	佐々木 喜 七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	住 谷 淳 吉	財団法人電気安全環境研究所
	島 田 敏 男	社団法人電気学会
	高 橋 健 彦	関東学院大学
	京 橋 昌次郎	社団法人電池工業会 (パナソニック株式会社エナジー社)
	能 見 和 司	電気事業連合会
	鈴 木 篤	社団法人日本電球工業会 (日立ライティング株式会社)
	徳 田 正 満	東京都市大学
	中 村 禎 之	社団法人日本電機工業会
	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟
	山 田 秀	筑波大学
(専門委員)	安 藤 栄 倫	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 11.2.20 改正：平成 22.1.20

官 報 公 示：平成 22.1.20

原案作成協力者：社団法人電気設備学会

(〒113-0033 東京都文京区本郷 1-12-5 関電工水道橋ビル TEL 03-5805-3375)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:qqgcbd@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
700.1 概要	1
705.11 適用範囲	1
705.12 引用規格	1
705.20 用語及び定義	3
705.312 配電方式の種類	3
705.411 保護手段：電源の自動遮断	4
705.414 保護手段：SELV 及び PELV による特別低電圧	4
705.422 火災に対する保護手段	4
705.433 過負荷保護	5
705.443 大気現象又は開閉による過電圧保護	5
705.512 運転条件及び外的影響	5
705.513 接近性	5
705.514 識別	6
705.52 電気機器の選定及び施工－配線設備	6
705.522 外的影響に関する配線設備の選定及び施工	6
705.53 電気機器の選定及び施工－断路、開閉及び制御	6
705.536 断路及び開閉	6
705.54 電気機器の選定及び施工－接地設備、保護導体及び保護ボンディング導体	7
705.544 保護ボンディング導体（等電位ボンディング導体）	7
705.55 電気機器の選定及び施工－その他の機器	7
705.556 安全設備	7
705.559 照明器具及び照明設備	8
附属書 A（参考）農業施設における等電位ボンディングの例	9
附属書 B（規定）オブスタクル及びアームズリーチの外への設置	14
附属書 C（規定）設備が熟練者又は技能者の管理下にある場合の保護手段	15
参考文献	16
解 説	17

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 0364-7-705 : 1999** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS C 0364、**JIS C 60364** の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 60364-1 第 1 部：基本的原則、一般特性の評価及び用語の定義

JIS C 60364-4-41 第 4-41 部：安全保護－感電保護

JIS C 60364-4-42 第 4-42 部：安全保護－熱の影響に対する保護

JIS C 60364-4-43 第 4-43 部：安全保護－過電流保護

JIS C 60364-4-44 第 4-44 部：安全保護－妨害電圧及び電磁妨害に対する保護

JIS C 60364-5-51 第 5-51 部：電気機器の選定及び施工－一般事項

JIS C 60364-5-52 第 5-52 部：電気機器の選定及び施工－配線設備

JIS C 60364-5-53 第 5-53 部：電気機器の選定及び施工－断路、開閉及び制御

JIS C 60364-5-54 第 5-54 部：電気機器の選定及び施工－接地設備、保護導体及び保護ボンディング
導体

JIS C 60364-5-55 第 5-55 部：電気機器の選定及び施工－その他の機器

JIS C 60364-6 第 6 部：検証

JIS C 0364-7-701 第 7-701 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－バス又はシャワーのある場所

JIS C 0364-7-702 第 7 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第 702 節：水泳プール及びその他の水槽

JIS C 0364-7-703 第 7-703 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－サウナヒータのある部屋及び小屋

JIS C 0364-7-704 第 7-704 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－建設現場及び解体現場における設備

JIS C 0364-7-705 第 7-705 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－農業用及び園芸用施設

JIS C 0364-7-706 第 7-706 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－動きを制約された導電性場所

JIS C 0364-7-708 第 7 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第 708 節：キャラバンパーク及びキャラバンの電気設備

JIS C 0364-7-709 第 7 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第 709 節：マリナー及びレジャー用舟艇

- JIS C 0364-7-711** 第 7 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第 711 節：展示会，ショー及びスタンド
- JIS C 0364-7-712** 第 7-712 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－太陽光発電システム
- JIS C 0364-7-713** 第 7 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第 713 節：家具
- JIS C 0364-7-714** 第 7 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第 714 節：屋外照明設備
- JIS C 0364-7-715** 第 7-715 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－特別低電圧照明設備
- JIS C 0364-7-717** 第 7-717 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－移動形又は運搬可能形ユニット
- JIS C 0364-7-740** 第 7-740 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－催し物会場，遊園地及び広場の建造物，娯楽装置及びブースの仮設電気設備
- JIS C 0364-7-753** 第 7-753 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－床暖房及び天井暖房設備

白 紙

低圧電気設備—第 7-705 部：特殊設備又は特殊場所 に関する要求事項—農業用及び園芸用施設

Low-voltage electrical installations—Part 7-705 : Requirements for special
installations or locations—Agricultural and horticultural premises

序文

この規格は、2006 年に第 2 版として発行された IEC 60364-7-705 を基に、技術的内容及び対応国際規格の構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

700.1 概要

第 7 部の要求事項は、JIS C 60364 規格群の他の部の要求事項のある部分を補足し、修正し又は置き換えるものである。

第 7-705 部を示す固有番号 (705) に続く番号が、対応する他の部の要求事項の番号である。

対応する他の部の要求事項の番号がない場合は、相当する他の部の要求事項をそのまま適用することを意味する。

705.11 適用範囲

この規格は、農業用及び園芸用施設の内部並びに屋外における固定電気設備に関する要求事項について規定する。要求事項の幾つかは、農業用及び園芸用施設に附属する共用の建築物内のどの場所にも適用できる。

住居又はこれに類する部屋、部分及び区域については、この規格は適用しない。

共用の建築物、住居部分がこの規格にある要求事項に適合する場合には、それでもよい。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60364-7-705 : 2006, Low-voltage electrical installations—Part 7-705 : Requirements for special installations or locations—Agricultural and horticultural premises (IDT)

なお、対応の程度を表す記号 (IDT) は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、一致していることを示す。

705.12 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 8105 (規格群) 照明器具

注記 対応国際規格：IEC 60598 (all parts), Luminaires (MOD)

JIS C 8282-1 家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント—第 1 部：通則